

悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定について

悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定（平成 13 年 3 月 15 日茨木市告示第 53 号）の全部を次のように改正し、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

平成 24 年 3 月 28 日

茨木市長 野村 宣一

1 規制地域の範囲

茨木市の区域全域

2 規制基準

(1) 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 4 条第 2 項第 1 号に定める規制基準

臭気指数 10

(2) 法第 4 条第 2 項第 2 号に定める規制基準

ア 次の排出口高さの区分ごとに当該区分に定める方法により算出した値を規制基準とする。ただし、その値は法第 4 条第 2 項第 1 号の規制基準として定める値以上でなければならない。

(イ) 排出口の実高さが 15 メートル以上の施設

臭気指数 臭気排出強度（排出ガスの臭気指数及び流量を基礎として、a に定める方法により算出される値をいう。以下同じ。）

a 次に定める式により臭気排出強度の量を算出するものとする。

$$q_t = (60 \times 10^A) / (F_{max})$$

$$A = (L / 10) - 0.2255$$

これらの式において、 q_t 、 F_{max} 及び L はそれぞれ次の値を表すものとする。

q_t : 排出ガスの臭気排出強度（単位 温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算した立方メートル毎分）

F_{max} : 別表に定める式により算出される $F(x)$ （温度零度、圧力 1 気圧の状態における臭気排出強度 1 立方メートル毎秒に対する排出口からの風下距離 x （単位 メートル）における地上での

臭気濃度)の最大値(単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した秒毎立方メートル)。ただし、F(x)の最大値として算出される値が1を排出ガスの流量(単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した秒毎立方メートル)で除した値を超えるときは、1を排出ガスの流量で除した値とする。

L:10(法第4条第2項第1号に定める規制基準として定められた値。)

b aに規定する F_{max} の値は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める条件により算出するものとする。

(a) 次項に定める方法により算出される初期排出高さが、環境大臣が定める方法により算出される周辺最大建物(対象となる事業場の敷地内の建物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に定める建築物及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第138条第3項で指定する工作物をいう。))で、排出口から当該建物の高さの10倍の距離以内の範囲に当該建物の一部若しくは全部が含まれるもののうち、高さが最大のもの。以下同じ。)の高さ(以下「周辺最大建物の高さ」という。)の2.5倍以上となる場合。

排出口からの風下距離が排出口から敷地境界までの最短距離以上となる区間における最大値

(b) 次項に定める方法により算出される初期排出高さが、周辺最大建物の高さの2.5倍未満となる場合。

排出口からの風下距離がただし書きにより定めるR以上となる区間における最大値。ただし、Rは排出口から敷地境界までの最短距離又は環境大臣が定める方法で算出される周辺最大建物から敷地境界までの最短距離のうち、いずれか小さい値。

(イ) 排出口の実高さが15メートル未満の施設

臭気指数 次の式により算出する臭気指数

$$I = 10 \times \log C$$

$$C = K \times H b^2 \times 10^B$$

$$B = (L) / (10)$$

これらの式においてI、K、Hb及びLは、それぞれ次の値を表すものとする。

I: 排出ガスの臭気指数

K: 次表の左欄に掲げる排出口の口径の区分ごとに、同表の右欄に掲げる値。ただし、排出口の形状が円形でない場合、排出口の口径はその断面積を円の面積とみなしたときの円の直径とする。

排出口の口径が0.6メートル未満の場合	0.69
排出口の口径が0.6メートル以上0.9メートル未満の場合	0.20
排出口の口径が0.9メートル以上の場合	0.10

H b : 周辺最大建物の高さ (単位 メートル)。ただし、算出される値が 10 未満である場合又は 10 以上であって排出口の実高さ (単位 メートル) の値の 1.5 倍以上である場合には、次表の左欄に掲げる算出される値の大きさ及び同表中欄に掲げる排出口の実高さごとに、同表の右欄に掲げる式により算出される高さ (単位 メートル) とする。

10未満	6.7メートル以上	10メートル
	6.7メートル未満	排出口の実高さの1.5倍
10以上であって排出口の実高さ (単位 メートル) の値の1.5 倍以上		排出口の実高さの1.5倍

L : 10 (法第4条第2項第1号の規制基準として定められた値)

イ 初期排出高さの算出は、次式により行うものとする。ただし、当該方法により算出される値が排出口の実高さの値を超える場合、初期排出高さは排出口の実高さ (単位 メートル) とする。

$$H_i = H_o + 2 (V - 1.5) D$$

これらの式において、H i、H o、V及びDは、それぞれ次の値を表すものとする。

H i : 初期排出高さ (単位 メートル)

H o : 排出口の実高さ (単位 メートル)

V : 排出ガスの排出速度 (単位 メートル毎秒)

D : 排出口の口径 (単位 メートル)。ただし、排出口の形状が円形でない場合には、その断面積を円の面積とみなしたときの円の直径とする。

(3) 法第4条第2項第3号の定める排出基準

臭気指数 26

次の式により排出水の臭気指数を算出する方法とする。

$$I_w = L + 16$$

この式において、I w及びLは、それぞれ次の値を表すものとする。

I w : 排出水の臭気指数

L : 10 (法第4条第2項第1号の規制基準として定められた値)

別表

$$F(x) = (1 \div (3.14 \times \sigma_y \times \sigma_z)) \exp(-(\text{He}(x))^2 \div (2 \times \sigma_z^2))$$

備考

この式において、 x 、 σ_y 、 σ_z 及び $\text{He}(x)$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

x : 排出口からの風下距離 (単位 メートル)

σ_y : 環境大臣が定める方法により周辺最大建物の影響を考慮して算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの水平方向拡散幅 (単位 メートル)

σ_z : 環境大臣が定める方法により周辺最大建物の影響を考慮して算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの鉛直方向拡散幅 (単位 メートル)

$\text{He}(x)$: 次式により算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの流れの中心軸の高さ (単位 メートル)。ただし、次式における H_i と ΔH_d の和が周辺最大建物の高さの0.5倍未満となる場合、0メートル。

$$\text{He}(x) = H_i + \Delta H + \Delta H_d$$

この式において、 H_i 、 ΔH 及び ΔH_d は、それぞれ次の値を表すものとする。

H_i : (ii) の (b) に掲げる方法により算出される初期排出高さ (単位 メートル)。

ΔH : 環境大臣が定める方法により算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの流れの中心軸の上昇高さ (単位 メートル)

ΔH_d : 次表の左欄に掲げる初期排出高さの区分ごとに同表の右欄に掲げる式により算出される周辺最大建物の影響による排出ガスの流れの中心軸の低下高さ (単位 メートル)

H_i が H_b 未満の場合	$-1.5 H_b$
H_i が H_b 以上 H_b の 2.5 倍未満の場合	$H_i - 2.5 H_b$
H_i が H_b の 2.5 倍以上の場合	0

この表において、 H_i は(ii)の(b)に掲げる方法により算出される初期排出高さ (単位 メートル) を、 H_b は周辺最大建物の高さ (単位 メートル) を表すものとする。